

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題いたします。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十年一月三十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

官 報 (号外)

12 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(昭和四十年法律第 号)による改正前の港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で國が施行したもの(昭和三十九年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十年度以後の年度に繰り越したものにより國が施行する港湾整備事業を含む)は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で國が施行するものに含まれるものとする。

現行法は、昭和三十六年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、これに基づいて港湾整備の促進をはかったものであります。近年、わが國経済の高度成長に伴いまして、港湾取り扱い貨物量は、すでに昭和三十八年において、最終年次である昭和四十年の推定港湾取り扱い貨物量を上回るに至ったのであります。また、新産業都市の建設等、地域開発諸施策の積極的推進、船型の大型化及び航行船舶のふくそくに伴う海難防止の要請等、新たな情勢が生じてしまつたのであります。

かような事態に対応いたしまして、本案は、新たなる構想のもとに、昭和四十年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を作成し、閣議の決定を求めて上、これによつて港湾の整備をさらに促進しようとするものであります。

本案は、一月三十日本委員会に付託され、二月五日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審査を行ないました。その内容は会議録によつて御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長谷川峻君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔長谷川峻君登壇〕

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

新東京国際空港公団法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、新東京国際空港公団法案の趣旨の説明を求めます。運輸大臣松浦周太郎君。

〔國務大臣松浦周太郎君登壇〕

○國務大臣(松浦周太郎君) 新東京国際空港公団法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近におけるわが國經濟の目ざましい發展に伴い、航空輸送需要は、國際線、国内線ともに激増の一途をたどりつつあります。現東京国際空港も、昭和四十五年ごろには、その能力の限界に達するものと予想されるのであります。加うるに、近時の科學技術の發展に伴う航空機の進歩は著しく、現在開発途上にある超音速旅客機も、早晚実用化されることは明白であります。本件は、現東京国際空港においては、これが受け入れは不可能と考えられるのであります。歐米主要國におきましても、超音速旅客機の出現に對処すべく、すでに新たな大空港の建設計画を立て、あるいはこれを実施に移しつつあります。このような現東京国際空港の量的及び質的な行き詰まりを開拓し、あわせて、わが國の國際航空における要衝としての地位を保持していくため、東京都の周辺に、新東京国際空港を早急に整備することが強く要望されてい

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。(施行期日)
 - 2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
- 附 則
- 議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長谷川峻君。
- 〔報告書は会議録追録に掲載〕
- 〔長谷川峻君登壇〕
- 議長(船田中君) 採決いたしました。
- 本件の委員長の報告は可決であります。本案を附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一项の次に次の二項を加える。

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。(施行期日)
 - 2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
- 議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長谷川峻君。
- 〔報告書は会議録追録に掲載〕
- 議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長谷川峻君。
- 〔長谷川峻君登壇〕
- 議長(船田中君) 採決いたしました。
- 本件の委員長の報告は可決であります。本案を附則中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十

るのであります。

従来、国際空港の整備は、政府が直轄事業として行なってきたところであります。しかし、新東京国際空港の建設は、きわめて大規模な事業であり、しかも急を要するものでありますので、政府といたしましては、かねて、これを円滑かつ効率的に行なうため、別個の組織を設けて、専心この事業に当たらせることを考慮いたしておりましたところ、航空審議会からも同様の趣旨の建議がありましたので、その趣旨をも尊重し、具体策について検討いたしました結果、新東京国際空港の建設及び経営について、公団方式を採用し、その建設段階から一貫した責任体制のもとに強力にこれを推進すべきであるとの結論に達し、この法案を提出した次第であります。

この法案の内容は、政府の出資により、新東京国際空港公団を設立し、新東京国際空港の設置及び管理を効率的に行なわせることにより、航空輸送の円滑化をはかり、もって航空の総合的な発達に資するとともに、わが国の国際的地位の向上に寄与せんとするものであります。(拍手)

新東京国際空港公団法案(内閣提出)の趣旨

説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。これを許します。小川三男君。

「小川三男君登壇」

○小川三男君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま提案されました新東京国際空港公団法案について、首相並びに閣僚の所信をただしたいと存じます。(拍手)

まず第一に、私は、政府の交通政策並びに航空政策の基本について質問いたします。

政府は、さきの所得倍増計画の中で、交通機関の利用者たる国民の立場に立つて、将来の交通体系の構造的発展を促進する投資政策がとられるべきであることを公約し、特に佐藤首相は、人間尊重とひづみの是正とを政策の基本として宣伝してきた。しかしながら、交通の現状は、この政府の基本方針にもかかわらず、悪化の一途をたどつております。なるほど産業道路や東海道新幹線は完成した。だが、都市を中心とした交通政策一つを取り上げてみても、政府の宣伝とはきわめて食い違つており、通勤ラッシュの交通難は著しく悪化しております。私は、運輸大臣に、人間尊重の具体的な交通政策はいかにあるべきかをお尋ねしたい。(拍手)

また、政府の航空政策は、みずからも認めているように、わが国の国際航空が、市場条件に恵まれているにもかかわらず、非常に立ちあぐれています。これを克服するまでに至っていない。さきの二度にわたる政府の日米不平等航空協定の改定交渉は、結果的に見れば、一九六一年のワシントン交渉においても、昨年の交渉においても、強い調子の国内向け宣伝とは逆に、きわめて弱腰であ

り、後退の連続ではなかつたか。たとえば現行の

中部太平洋路線の制限さえ逆に要求されている事実があるが、首相はさきのジョンソンとの会談に改定を要求してこられたのか、また、政府は本国会後に予定されている日米経済委員会でこの問題を解決しようとする意思があるのか、また、国際線の運営にあたつて、かつての商船隊にかわる国際のデモンストレーションの手段として、採算をきであることを公約し、特に佐藤首相は、人間尊重とひづみの是正とを政策の基本として宣伝して

きた。しかししながら、交通の現状は、この政府の無視しても路線拡張に乗り出していくのか、それとも、採算に合う範囲でこじんまりとやっていくのか、それすら政府の方針がきまつていないので

はないか。

さらに、政府の国内航空政策は、大臣がかわるたびにネコの日のように変わるので、三、四年先を見越した事業計画すら立てられないと航空事業者が言つてはいるが、運輸大臣は航空界のこの疑問に対しどう答へられるのか。

以上は政策の基本問題であるので、あえて総理の明確な答へを要求したい。

私の第二の質問は、日本の航空の実態についてあります。

よく、日本の空は日本のものではないといわれております。論より証拠、東京上空の航空管制圖がこちらになつていただきたい。特に松浦運輸大臣

がこちらになつていただきたい。

國務相の意見が非常に注目されおりますが、この際河野國務大臣の考え方を明らかにしてもらいたい。(拍手)

また、今日までの政府部内の討議の中で、河野國務相の意見が非常に注目されおりますが、この際河野國務大臣の考え方を明らかにしてもらいたい。

航空審議会の答申は、第一に、航空管制、特に

安保条約下における米軍基地との関係、第二に、航空技術の飛躍的発展に伴う新国際空港建設の諸条件整備であった。第一の点については前段の質

地を千葉県の富里・八街地区とする根拠は、運輸

大臣も予算委員会に於いて明らかにしているよう

に、この東京上空の航空管制圖の中に示されてお

ります。第二空港問題は、空の問題が第一条件であつて、陸上の問題は二次的条件でしかないとい

わざるを得ないのではないか。この東京上空のひづみをいかに解消しようとしているのか。政府

は、東京周辺の米軍航空基地を日本の国際航空政策を妨げない地点に移転させるか、またはその返還を要求する意思はないか。

私の第三の質問は、この法案を政府が提出するに至つた経過についてであります。

すでに航空審議会の答申が出されてから相当日時を経過し、三十九年度は一億円の予算を計上して調査活動を行なつてきているにもかかわらず、いまだもつて候補地がきまつていないという

ことは、閣内の意見の一一致を見ないからだよと考えられる。この点、所管大臣である松浦運輸大臣にお尋ねしたい。

また、今日までの政府部内の討議の中で、河野

國務相の意見が非常に注目されおりますが、これが持つておるのか。

一休、政府部内で候補地決定についての権限は

ござらんになつていただきたい。

航空審議会の答申は、第一に、航空管制、特に

安保条約下における米軍基地との関係、第二に、

航空技術の飛躍的発展に伴う新国際空港建設の諸

条件整備であった。第一の点については前段の質

間に含まれておりますので、第二の点についての調査結果を具体的に説明してもらいたい。特に、この新東京国際空港公団は、羽田空港や大阪国際空港の経験を踏んまえて、いかなる基本計画に基づいて設けられるのか、いかにして新東京空港公団は公害や事故から住民を守り人間を尊重する役割を果たそうとするのか、いかなる航空管理体制の中に位置づけられているのか、それぞれ明確にお答えを願いたい。

第二国際空港の建設は必要であり、これが日本の平和と生活向上を保障する限りにおいて重要な政策課題であるが、しかし、第二国際空港の建設ということは、われわれにとって、国家の航空政策の具体的なあらわれであり、これが単に新国際空港をもう一つ建設するといういとどまらず、今後十年、二十年間の空の交通政策の基準をつくり出すものであり、現状の航空管理体系と諸設備、諸条件を全面的に再編成することを意味しているのであります。

いま、東京の航空管制が危険な状態にあり、航空機の事故が続発し、その上、空港の要員が不足しているやさきに、それらに対する何らの解決策を示さぬまま、政府が施策の重点を他にそらすことは、断じて許されない。政府は将来の空の交通形態についていかなる展望を持つておるのか。たとえば、佐藤総理の社会開発懇談会の一員である丹下健三氏の東京を救う唯一のプランや、産業計画会議のネオ東京プランなどについていかなる関心を持つておられるのか。さらに、それらの諸計画を持ったおられるのか。

私は、本法案審議にあたって、ただいま指摘した前提諸条件を政策的に明示することを強く要求

画と第二国際空港建設との関連をどのように理解しているのか。政府がだれの目にも理解し得る明確な基本方針に沿って前向きに公団設置を考えることなく、何ら基本的観点がないままに、予算措置のためにのみ公団法を提案するのは、断じて許されない行為である。(拍手)したがって、政府の基本的観点が航空審議会の答申をめぐつていかに具体的に進められてきたかを明らかにする必要がある。

最後に私がただしておきたいことは、政治的基本姿勢に関連しての問題であります。

すなわち、総理が政治の基本を人間尊重に置き、農相は、農業の健全経営について繰り返し強調してきているが、航空審議会答申の第一候補地に目ざされてきた富里・八街地区が、千葉県で一、二位を占める農業生産性を持ち、農民の意識が非常に強く、しかも空港の設置に絶対反対を明らかにしている今日、政府が土地補償をたてに作業を進めるることは、政府みずから農業政策と矛盾するばかりでなく、農民の意思を根底から踏みにじるものであり、断じて許されない。むしろ、航空審議会答申中の第一課題である東京上空の航空管理体制の問題を解決した後に候補地の決定がなさるべきであり、さらにその後において公団設置が提案されるべきである。政府のとつた今回の場当たり的な公団法案の提出措置は、まさに本末転倒もはなはだし。

○議長(船田中君) 内閣総理大臣の答弁は適当なことなく、何ら基本的観点がないままに、予算措置のためのみ公団法を提案するのは、断じて許されない行為である。(拍手)したがって、政府の基本的観点が航空審議会の答申をめぐつていかに具体的に進められてきたかを明らかにする必要がある。

【國務大臣松浦周太郎君登壇】

○國務大臣(松浦周太郎君) 第一の御質問は、日本交渉はどうしておるかということであります。が、日米航空協定は、三十六年以來二回にわたって行いました。第三回目は昨年の夏から行なつたのでありますが、現在休会になつております。しかし、いまは武内大使をして下交渉を進めておりませんが、近く本交渉に入る予定であります。これだけはどんな困難を克服いたしましても、大西洋を横断いたしまして世界一周の航空路を獲得すべく努力いたす決意であります。(拍手)

さらに、航空基本方針は一体どうかというお話をございますが、これは言うまでもなく、今日の交通の基本政策は、国際收支の改善、あるいは国際間の経済、文化の交流、あるいは産業基盤の強化拡充、社会開発の推進をはかるために、陸海空の交通機関の完備がますます必要になつております。ですから、その輸送力増強の一環としてこの国際航空の基本的なものを立てておるのであります。特に考えなければならないことは、最近の航空輸送については、国際的に旅行する人はもう船を使わずして全部航空機によつております。でございますから、この現状にかんがみましても、わが国の経済の発展を考えましても、この国際航空を盛んにすることは基本的な考え方でございます。この運営に当たつておるのは、日本航空株式

会社が自主的に運営に当たつておるのであります。これを援助、助成していくおのが現在の状況でございます。国内におけるローカル線に対しましても、今後需要の増加に対応するために適切なる輸送力の増強をはかるとともに、業界の秩序を保持しつつ健全な発展を期すこといたしたい。

なお、安全の確保は、人間尊重の精神から見ても、交通政策の上から見ても、その実現につきましては格段の注意を払つておる次第でござります。

さらに農民の反対をどうするかということです。さうですが、御指摘のように、富里地区は千葉県内におきましても相当有力な農地でござりますから、これに対する補償は、他に転業するなりあるいは農業の構造改善を他に行つて行なうことができるよう、十分に話し合いをして円満に解決をつけて、一日も早く基地をつくる考え方でございます。

またもう一つは、ただいまの御質問中、用地のきまらないのに公団は早いじゃないかというお話をございますが、用地は、本法律案の第二条にありますように、本法律ができるまで、そして政令を出さなければ用地を買うことなどができません。したがつて、この法律を早くひとつ満場一致で議決していただきまして、その上に用地の選定を早急に着手したい、かよろしく思つております。

以上、答弁いたします。(拍手)

軌道法、地方鉄道法のいずれに準拠するとして
も、現今の大都市における高速度鉄道のあり方は
もはや大正時代に制定されたこれ等の法律が対象
として意図した範ちゆうをはるかにこえるもので
あつて、このこと自体根本的に検討されるべきで
ある。

すなわち、最近における高速度鉄道の整備状況
ならびに将来の建設計画から見てこれを從来のご
とく軌道もしくは地方鉄道の一特殊形態として処
理すべきではなく、当然独自の立法のもとに時宜
に適した行政指導を行なうことこそ、高速度鉄道
の整備を促進する方策と思料される。
したがつてこの際、運輸、建設両省は早急に本
件に関し意見の調整をはかり都市高速度鉄道を対
象とする独自の新法を制定する意向があるか。

右質問する。

昭和四十年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員横山利秋君提出高速度鉄道の準拠

法規に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す
る。

〔別紙〕

衆議院議員横山利秋君提出高速度鉄道の準

拠法規に関する質問に対する答弁書

最近における都市内高速度鉄道の社会生活に及

ぼす影響の重要性にかんがみ、道路下に敷設され

高速度鉄道をも含めた都市内高速度鉄道全般につ

いてこれを規制しうる新規立法を制定することに

ついては、今後関係各省において、他の交通機関

との関連、都市計画、道路利用との関連等の見地

から十分検討を加えるものといたしたいが、これ

については、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

についても、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

についても、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

についても、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

についても、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

についても、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

についても、相当の日時を要するとみられるの

で、当面関係各省間の連絡調整を密にする等行政

る予定である。

本公司は、量産資金の大部分を政府保証の社

債によつて調達してきたが、現行法で定められ

た社債発行限度ではすでに社債発行余力が乏し

く、昭和四十年度以降の資金調達が困難になる

ことが予想される。

右報告する。

昭和四十年三月一日

衆議院議長 船田 中殿

商工委員長 内田 常雄

〔別紙〕

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、左の点につき十分

配慮すべきである。

一、国内航空路線にはYS-11を優先的に採用さ

せるとともに、航空機の国際的売込み競争の実

情を勘案して、YS-11を購入する国内航空会

社に対する前払金の低利融資その他販売条件に

関して格段の指導を行なうこと。

二、YS-11の輸出を促進するため、輸出販売条

件その他について積極的な施策を講ずること。

なお、本案に対しては、別紙のこととき附帯決

議を附することに決した。

昭和四十年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員横山利秋君提出高速度鉄道の準拠

法規に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

衆議院会議録第十二号中正誤

ペジ 段 行 誤

一九 二 三 委員長 正

一九 四 七 関係大臣

一五 四 六 助長

助成

一五 三 一 格段

格段

昭和四十年三月五日 総議院会議録第十四号

二四六

明治二十五年三月十五日第三種郵便物認可

定価	一部	二十五円
(ただし良質紙は三十円)		
（配送料六分）		
発行所		
東京都港区赤坂美町二番地		
大	藏	省
電話	東京	五八一四四一（大）
印	刷	局